

## 改正農協法が成立～施行は平成28年4月1日～

8月28日、改正農協法、改正農業委員会法及び改正農地法が参議院本会議で可決、成立した。参院本会議での採決に先立ち、同院農林水産委員会は異例の16項目もの附帯決議を採択し、農協法改正に係る関係者の不安に配慮が図られた。

### 1. 改正農協法のポイント

#### (1) 事業運営

非営利規定を廃止し「農業所得の増大に最大限の配慮」を義務付ける。

#### (2) 理事構成

過半数を認定農業者や農産物販売・経営のプロとする。

#### (3) 准組合員規制

5年間先送りされ、この間に利用実態を調査し結論を出す。

#### (4) 中央会

平成31年9月末までに全中は一般社団法人、都道府県中央会は連合会に移行する。

#### (5) 監査

平成31年9月末までに公認会計士監査に移行する。

#### (6) 組織変更

全農・経済連は株式会社に、厚生連は社会医療法人に転換できる。信用・共済事業を行わないJAは株式会社や生協に転換できる。

#### (事業運営)

現行法の「営利を目的としてその事業を行ってはならない」とする非営利規定を廃止し、事業運営原則に「農業所得の増大にむけた最大限の配慮」、「組合員及び会員のための最大の奉仕」、「農畜産物の販売その他事業による高い収益性の実現」が明記された。

また、組合員の自主的組織としての運営を確保するため「組合員の事業利用を強制してはならないこと」や「専属利用契約に関する規定の廃止」が盛り込まれた。

#### (理事構成)

JAの理事の過半数を「認定農業者または農畜産物販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者（販売のプロ）」とする。また、経営管理委員会制度導入JAは、経営管理委員の過半数を認定農業者とし、理事は「農畜産物の販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者」

回覧

組合長	常勤役員	参事	関係部課長	係

とする。JA管内の認定農業者が少ない場合の例外措置は、今後、省令で定める。  
なお、理事の要件規定は平成31年3月末以降の通常総代会までは適用されない。

## （准組合員の利用規制）

施行日から5年間先送りされ、正・准組合員の利用実態や農協改革の実施状況を調査し、検討を加えて結論を得る。

## （中央会）

平成31年9月末までに、全中は一般社団法人に、都道府県中央会は連合会に移行する。都道府県中央会の機能は、会員からの経営相談、会員の意見の代表、会員相互の総合調整とする。

## （監査）

JAの監査は平成31年9月末までに、全中の監査から公認会計士または監査法人（以下、公認会計士）による監査に移行する。JA全国監査機構（以下、機構）は公認会計士法に基づく監査法人として全中から独立させる。JAは全中から独立した監査法人又は一般の公認会計士から選択して監査を受けることができる。移行期間中は、機構監査か公認会計士監査のいずれかを選択できる。機構による従来の業務監査は「コンサル」と位置付けJAが任意で受けることができる。

公認会計士監査への移行に伴い、JAの実質的な費用負担が増加しないようにすることや、JAが会計監査人を確実に選任できるよう配慮する。

## （組織変更）

総会承認等所定の手続きを経れば、全農・経済連は株式会社に、厚生連は医療法人に組織変更できる。また、信用・共済事業を行わないJAは株式会社や消費生活協同組合に組織変更できる。

## 2. 参議院農林水産委員会・附帯決議のポイント（農協関係部分抜粋）

- (1) 農業所得の増大のために、JAが自主的な改革に全力で取り組むこと。
- (2) 理事構成に係る省令の制定に当たっては、組織・運営の自主性・自律性を最大限尊重し、関係者の意向や地域の実態を踏まえること。
- (3) 准組合員の利用の在り方の検討に当たっては、正・准組合員数の比較等を規制の理由としないなど、JAの役割や関係者の意向を十分踏まえること。
- (4) JAの組織変更は強制的でないことを周知徹底するとともに、株式会社への組織変更については、省令で定款に株式譲渡制限ルールを明記するよう措置すること。
- (5) JA・全農・経済連は農業・食品産業の発展と農家所得の向上に資する経済活動を積極的に行うこと。

- (6) J A、信連及び農林中金は、農業融資に積極的に取り組むこと。
- (7) 公認会計士監査への移行で農協の監査費用の実質的な負担を増加させない等の配慮事項が確実に実施されるよう万全の措置を講ずること。
- (8) J A改革に伴い、税制に関して万全の措置を講ずること。
- (9) J A等協同組合の目的・理念について、国民的理解が深まるよう努力すること。
- (10) J A系統組織は、組織の原点を踏まえ、あらゆる面で公平・公正な事業運営に努めること。

### 3. 改正農業委員会法のポイント

#### (1) 農業委員の選出方法の変更

公選制を廃止し、市町長による任命制とする。委員の過半数は原則として認定農業者とする。ただし認定農業者が少ない場合の例外措置は、今後、省令で定める。

#### (2) 農地利用最適化推進委員の新設

耕作放棄地の発生防止と担い手への農地集積を推進するため、「農地利用最適化推進委員」を新設する。

#### (3) 全国農業会議所、都道府県農業会議の組織変更

全国農業会議所は「全国農業委員会ネットワーク機構」に、都道府県農業会議は「都道府県農業委員会ネットワーク」に移行し、指定法人に変更する。

### 4. 改正農地法のポイント

#### (1) 法人名称の改称

農地を所有できる法人の呼称を「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に改称する。

#### (2) 役員要件の緩和

役員要件を「過半が農業の常時従事者で、その過半が省令で定める日数（年間60日等）以上農業に従事」から「過半が農業の常時従事者で、うち1人以上が省令で定める日数以上農業に従事」に緩和する。

#### (3) 議決権要件の緩和

農業者以外が主有する議決権の上限を「4分の1以下」から「2分の1未満」に緩和する。

